



発行 東京都

目次

85

規則

- 生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則：（福祉保健局生活福祉部地域福祉課）…
- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則：（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則：（福祉保健局少子社会対策部計画課）…
- 訓 令（水）
- 東京都水道局処務規程の一部改正…

規則

生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十三号

生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則（平成二十七年東京都規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第十六条」を「第二十二条」に、「第六条第一項及び第十六条第一項」を「第七条第一項及び第二項並びに第二十二条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十四号

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「当該施設以外の」の下に「養護老人ホーム、」を加え、同条第六項中「できる」を「でき、第一項第三号の主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする」に改め、同条第九項中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第二百三十七条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第二百五条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第十一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員
附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百二十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十一年東京都規則第百六十九号)の一部を次のように改正する。

正する。

別記第十一号の二様式を次のように改める。

第11号の2様式(第6条関係)

小児慢性特定疾病医療費助費書

告示番号	(疾病群を記載)										
病名						受付種別					
受給者番号(ふりがな氏名(Alphabet)))		受診日	年	月	日	(変更があった場合)ふりがな以前の登録氏名(Alphabet))				
生年月日	年	月	日	意見書記載時の年齢	歳	か月	日	性別	男・女・性別未決定		
出生体重	g	出生週数	在胎週	日	出生時に生体登録した所	()		都道府県	()	市区町村	()
現在の身長・体重(測定日)	cm	年	月	日	kg	年	月	日	BMI	肥満度	%
発病時期	年	月	日	初診日	年	月	日				
発病状況	発病期・小中学校(通学時)・通勤・特別支援学校(小中学校)・専攻科を含む(通学時)・高等学校(専攻科を含む)・高等専門学校・専門学校/専修学校など・大学(短大を含む)・成務(成学)の成務を含む)・不登学かつ不登学・不登学かつ不登学・不登学かつ不登学										
身体障害者手帳	なし・あり(等級)	1級・2級・3級・4級・5級・6級	療育手帳	なし・あり							
精神障害者保健福祉手帳(療育者手帳)	なし・あり(等級) 1級・2級・3級										
人工呼吸器等装着者認定基準に該当	する・しない・不明	小児慢性特定疾病 重症患者認定基準に該当	する・しない・不明								
治療・療養・改善・不変・再発・悪化・死亡・判定不能	運動阻害の必要性										
運動阻害の必要性	なし・あり										
臨床写真	(疾病ごとに必要事項を記載)										
その他の所見	(疾病ごとに必要事項を記載)										
経過	(疾病ごとに必要事項を記載)										
医療機関・医師署名	上記のとおり診断します。										
医療機関名	記載年月日	年	月	日							
医療機関住所	診療科	医師名									
小児慢性特定疾病 指定医療機関番号 ()	小児慢性特定疾病 指定医番号 ()										
(日本工業規格A列4番)											

別記第十一号の三様式を次のように改める。

第11号の3様式 (第6条関係)

小児慢性特定疾病 成長ホルモン治療用意見書<新規申請用>

病名					
受給者番号	受診日	年	月	日	
ふりがな 氏名 (Alphabet)					
生年月日	年	月	日	意見書記載時の年齢	歳
臨床所見	性別	男・女・性別未決定			
(疾病ごとに必要事項を記載)					
臨床所見 (診断時)					
(疾病ごとに必要事項を記載)					
検査所見 (診断時)					
(疾病ごとに必要事項を記載)					
検査所見 (申請時)					
(疾病ごとに必要事項を記載)					
医療機関・医師署名					
上記のとおり診断します。					
医療機関名 医療機関住所	記載年月日	年	月	日	
診療科 医師名					
小児慢性特定疾病 指定医療機関番号 ()	小児慢性特定疾病 指定医番号 ()				
(日本工業規格A914番)					

別記第十一号の十様式を次のように改める。

第11号の10様式 (第6条関係)

小児慢性特定疾病 成長ホルモン治療用意見書<継続申請用>

病名					
受給者番号	受診日	年	月	日	
ふりがな 氏名 (Alphabet)					
生年月日	年	月	日	意見書記載時の年齢	歳
臨床所見	性別	男・女・性別未決定			
(疾病ごとに必要事項を記載)					
経過 (申請時)					
薬物療法	成長ホルモン治療：治療効果：[無効 ・ やや有効 ・ 著効 ・ 不明]				
有害事象	有害事象 (成長ホルモン治療と関連あり)：[なし ・ あり] 詳細：() 有害事象 (成長ホルモン治療以外)：[なし ・ あり] 詳細：()				
医療機関・医師署名					
上記のとおり診断します。					
医療機関名 医療機関住所	記載年月日	年	月	日	
診療科 医師名					
小児慢性特定疾病 指定医療機関番号 ()	小児慢性特定疾病 指定医番号 ()				
(日本工業規格A914番)					

別記第十一の十三樂症中「重症患者認定基準の項目に該当する場合」や「重症患者認定基準の項目に該当する。」に

対象部位	症状の状態	該当項目	該当項目
1 全ての疾患において、次に掲げる症状のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続すると認められる場合			
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの(両眼の視力の相対的0.05以下のもの)	弱視	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの)	聴覚機能障害	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は一上肢の指の機能を全く失ったもの)	上肢麻痺	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の指を基部から欠いているもの又は両下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の全ての指を基部から欠いているもの又は一上肢の指の機能を全く失ったもの)	下肢麻痺	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に陥っていることができない程度又は立ち上がることでできない程度の障害を有するもの(1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がらず、他人、柱、杖、その他の器物の介助又は補助によりはじめて立ち上がることでできる程度の障害を有するもの)	体幹・脊柱障害	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期におわたる安静を必要とする病状が、上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く失ったもの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの)	身体機能障害	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
2 1に該当しない場合であって、次に掲げる各疾患群の項目に該当する場合			
疾患群	該当項目	疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの	神経系・筋疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD、持続透析)を含む、)を行っているもの	慢性消化器疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの	皮膚疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの	染色体又は遺伝子に由来する疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
先天性代謝異常	知能指数が20以下又は1歳以上の児童において優たきりのもの	染色体又は遺伝子に由来する疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの

を

対象部位	症状の状態	該当項目	該当項目
1 全ての疾患において、次に掲げる症状のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続すると認められる場合			
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の眼の視力が0.05以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.05以下で他方の眼の視力が手動非以下のもの)	弱視	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの)	聴覚機能障害	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は一上肢の指の機能を全く失ったもの)	上肢麻痺	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の指を基部から欠いているもの又は両下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の全ての指を基部から欠いているもの又は一上肢の指の機能を全く失ったもの)	下肢麻痺	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に陥っていることができない程度又は立ち上がることでできない程度の障害を有するもの(1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がらず、他人、柱、杖、その他の器物の介助又は補助によりはじめて立ち上がることでできる程度の障害を有するもの)	体幹・脊柱障害	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期におわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く。)の症状と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く失ったもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの)	身体機能障害	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
2 1に該当しない場合であって、次に掲げる各疾患群の項目に該当する場合			
疾患群	該当項目	疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの	神経系・筋疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD、持続透析)を含む、)を行っているもの	慢性消化器疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの	皮膚疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの	染色体又は遺伝子に由来する疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの
先天性代謝異常	知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの	染色体又は遺伝子に由来する疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において優たきりのもの

に改め、

同様式(裏)を次のように改める。

診断書(担当医師が記入してください。)

患者氏名

疾病名

1 小児慢性特定疾病を重症患者認定基準(表面診断)に該当する場合は、次の項目を記入してください。ただし、身体障害1・2級、障害者年金1級の認定を受けており、手帳又は証書のコピーを添付できる場合は、記入する必要はありません。対象部位別の重症患者に該当し、長期間(おおむね6か月以上)継続する場合は、記入する必要があります。

(1) 対象部位(該当する対象部位を○で囲み、下欄の必要事項を記入してください。)

Table with 2 columns: 眼 (Eye) and 視力の良い方の視力 (Visual acuity of the better eye). Rows include visual acuity, visual field, and visual evoked potentials.

聴力の良い方の聴力の0.03以下のも又は視力の良い方の聴力の0.03以下のも

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

聴力レベル: 右 デシベル, 左 デシベル

Table with 2 columns: 上肢 (Upper limb) and 下肢 (Lower limb). Rows include arm and leg function, strength, and coordination.

Table with 2 columns: 身体機能 (Body function) and 身体機能 (Body function). Rows include walking, sitting, and standing.

Table with 2 columns: 重症患者認定基準 (Severe patient recognition criteria) and 重症患者認定基準 (Severe patient recognition criteria). Rows include respiratory, circulatory, and other organ diseases.

上記のとおり診断します。 年 月 日 医師機関所在地 担当医師氏名 医療機関名

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

氏名

個人番号

ふりがな

前年の収入 合計	収入内訳 (里父： 里母：)	円 円	円 円
前年の所得 合計	所得内訳 (里父： 里母：)	円 円	円 円
前年の支出(生活費等) 合計	資産(預金・不動産等含む。) うち預金	円 円	円 円
負債 合計	毎月返済額 返済期間	円 年	円 か月

- 「1 児童相談所 2 福祉事務所 3 児童福祉施設 4 都・区市町村広報 5 新聞・テレビ・ラジオ インターネット 6 里親の紹介 7 その他 ()」

「1 児童相談所 2 福祉事務所 3 児童福祉施設 4 都・区市町村広報 5 新聞・テレビ・ラジオ インターネット 7 里親の紹介 8 その他 ()」
 「を終了した日」や「終了日」
 「登録期間 年 月 日～ 年 月 日 (都・道・府・県・市) を
 「登録期間 年 月 日～ 年 月 日 (都・道・府・県・市) 」
 「登録期間 年 月 日～ 年 月 日 (都・道・府・県・市) 」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第二十四号様式の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第十一号の二様式、第十一号の三様式、第十一号の十様式、第十一号の十三様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 別記第二十四号様式の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の児童福祉法施行細則別記第二十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令 (水)

●東京都水道局訓令第二号

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十八日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

第五十一条の二の三第二項中「するように努めなければならない」を「しななければならない」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年十月一日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

